

羽生市建設工事請負等指名競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事事用材料の買入れ並びに設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係わる指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 建設工事等の入札参加者を指名する者は、羽生市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

(指名及び入札の通知)

第3条 市長は、当該建設工事等の入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に通知しなければならない。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、副市長及び当該建設工事等の入札事務を所掌する部長又は部長が指名した者とする。

2 入札執行者は、入札をするに当たって、当該建設工事等の入札事務を所掌する課（所）の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮をするものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札)

第6条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったとき、開始を告げ順次入札させ、当該建設工事等の名称、場所及び入札参加者名並びに入札書に入札者が見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載する旨を読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は認めないものとする。

3 入札参加者は、原則として1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。

(代理人による入札)

第7条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第8条 入札執行者は、指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出た場合、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

(1) 入札執行前にあたっては、入札辞退届を直接持参させる。

(2) 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記し入札書を、直接提出させる。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札等の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。

(開札)

第12条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合は、これの100/108の価格との対比）を行わなければならない。

5 開札の結果は、入札価格の最低のものを発表するものとする。この場合において、最低制限価格を設けた場合で落札者がなく、最低制限価格の100/108の価格未満の入札があったときは、その入札価格は公表しない。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正したな場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) 制限価格を設けた場合に合っては、最低制限価格を下回る価格を記載した入札

(12) 初度入札においても落札者がいないとき、開札の結果として入札価格の最低のものを発表したにもかかわらず、再度入札においてその価格を上回る価格を記載した入札

(13) 入札執行者前に予定価格を公表したときにあつては、その価格を上回る価格を記載した入札

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に100/108を乗じた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の100/108の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴収するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

3 第1項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって該当入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第16条 入札執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100/108の価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の100/108の価格を下回らない入札をした者）に限る。

(不調時の取扱い)

第17条 入札執行者は、再度入札によつても、なお落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて、該当入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から、それぞれ見積書を提出させ、その結果、見積書が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、これをもって契約の相手方とするものとする。

3 前項の場合において、同価格の見積書が提示された場合は、くじ引きによつて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、くじ引きの方法は第14条の規定を準用するものとする。

(落札結果等の通知)

第18条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその

旨を発表する。

2 落札者が決定した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失う。

3 前条により契約の相手方が決定した場合、市長は速やかにその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(契約書類等)

第19条 契約書には、羽生市建設工事請負契約約款（業務委託の場合にあつては、羽生市委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

(市議会の議決を要する契約)

第20条 市議会の議決を要する契約は、市議会の議決を経るまでは、仮契約とし、市議会の議決を経たのち本契約として効力を有するものとする。

(契約の確定)

第21条 契約は、市長又は市長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第22条 市長は、必要に応じてその入札に指名された入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

入札執行者等の指定区分（第4条関係）

設計金額	入札執行者
150,000千円以上	副市長
150,000千円未満 50,000千円以上	企画財務部長
50,000千円未満 1,300千円以上	財政課長
1,300千円未満	当該建設工事等の入札事務を所掌する課（室・館・所）長

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。